

## 議事の取扱いについて（案）

### 1 会議について

本会合の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。

### 2 会議で使用した資料について

本会合の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

### 3 議事概要について

本会合の会議については、原則として、議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。